

議案第 25 号

飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 1 0 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛驒市スポーツ施設の廃止等に伴う改正

飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

飛驒市スポーツ施設条例（平成17年飛驒市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

飛驒市西忍広場	飛驒市宮川町西忍652番地1
飛驒市種蔵広場	飛驒市宮川町巢之内66番地1
飛驒市杉原広場	飛驒市宮川町杉原171番地1

」

を

「

飛驒市種蔵広場	飛驒市宮川町巢之内66番地1
---------	----------------

に、

」

「

飛驒市坂巻公園野球場	飛驒市神岡町殿360番地
飛驒市坂巻公園テニスコート	

」

を

「

飛驒市坂巻公園野球場	飛驒市神岡町殿234番地1
------------	---------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市スポーツ施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行						改 正 案					
本則・附則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)						本則・附則 略 別表 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)					
名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料	名称	位置	休場日	休場期間	使用時間	使用料
飛騨市古川トレーニングセンターの部～飛騨市Eポート施設の部 略						飛騨市古川トレーニングセンターの部～飛騨市Eポート施設の部 略					
飛騨市大無雁 広場	飛騨市宮川町 大無雁71番地 3		12月1日 から翌年 の3月31 日まで	午前6時か ら午後10時 まで	飛騨市使 用料徴収 条例によ る	飛騨市大無雁 広場	飛騨市宮川町 大無雁71番地 3		12月1日 から翌年 の3月31 日まで	午前6時か ら午後10時 まで	飛騨市使 用料徴収 条例によ る
飛騨市西忍広 場	飛騨市宮川町 西忍652番地 1										
飛騨市種蔵広 場	飛騨市宮川町 巢之内66番地 1					飛騨市種蔵広 場	飛騨市宮川町 巢之内66番地 1				
飛騨市杉原広 場	飛騨市宮川町 杉原171番地 1										
飛騨市サン・ビ レッジ神岡	飛騨市神岡町 麻生野280番地 1	毎週月曜日 (ただし、当該 月曜日が祝日 に当たる時は その翌日)	12月29日か ら翌年の1 月3日まで	午前8時か ら午後10時 まで		飛騨市サン・ビ レッジ神岡	飛騨市神岡町 麻生野280番地 1	毎週月曜日 (ただし、当該 月曜日が祝日 に当たる時は その翌日)	12月29日か ら翌年の1 月3日まで	午前8時か ら午後10時 まで	
飛騨市桜ヶ丘 体育館	飛騨市神岡町 桜ヶ丘1番地					飛騨市桜ヶ丘 体育館	飛騨市神岡町 桜ヶ丘1番地				
飛騨市釜崎社 会体育館	飛騨市神岡町 釜崎836番地 1					飛騨市釜崎社 会体育館	飛騨市神岡町 釜崎836番地 1				
飛騨市釜崎屋 内ゲートボー ル場	飛騨市神岡町 釜崎374番地 1					飛騨市釜崎屋 内ゲートボー ル場	飛騨市神岡町 釜崎374番地 1				
飛騨市坂巻公 園野球場	飛騨市神岡町 殿360番地		12月1日か ら翌年の3 月31日まで	午前6時か ら午後10時 まで		飛騨市坂巻公 園野球場	飛騨市神岡町 殿234番地 1		12月1日か ら翌年の3 月31日まで	午前6時か ら午後10時 まで	
飛騨市坂巻公 園テニス場				午前6時か ら午後5時 まで							

資料

飛驒市神岡東 グラウンド	飛驒市神岡町 殿1020番地		
以下 略			

飛驒市神岡東 グラウンド	飛驒市神岡町 殿1020番地	午前6時から 午後5時 まで
以下 略		

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市スポーツ施設の廃止等に伴う改正

2 改正の内容

- (1) 飛騨市西忍広場及び飛騨市杉原広場は、現在スポーツ施設としての機能を果たしていないことから廃止するもの。
- (2) 坂巻公園の再整備において、老朽化し利用者がいないテニスコートを芝生広場及び休憩施設として整備したことから、当該テニスコートを廃止するもの。
- (3) 飛騨市坂巻公園野球場の地番の錯誤を訂正するもの。

3 施行日 令和2年4月1日